

家や土地の登記について、専門家に相談してみませんか？

相続・不動産の 無料登記相談会



こんなお悩みはありませんか？

- ☒ 相続登記は何をすればいいの？
- ☒ 土地の境界が分からない
- ☒ 不動産の名義を変更したい
- ☒ 未登記の建物を登記したい
- ☒ 相続手続について相談したい
- ☒ 土地を分けたい（分筆）
- ☒ 建物を取り壊した場合の登記について知りたい

相談内容に応じて司法書士・土地家屋調査士が個別にお答えします。

司法書士とは



不動産の売買・贈与や相続・遺産分割による名義変更など、不動産の権利に関する登記を行う専門家です。



↑ 香川県司法書士会HP

土地家屋調査士とは



土地の境界確認や分筆・合筆、建物の増築・滅失、未登記建物の登記など、不動産の表示に関する登記を行う専門家です。



↑ 香川県土地家屋調査士会HP

日時

令和8年

11月**12**日（木）
午後1時～午後4時
（1組30分以内）



会場

綾川町立生涯学習センター

1階 研修室
（綾歌郡綾川町滝宮318番地）



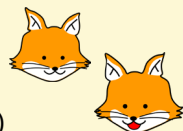
相談は
予約制
です

相談予約先（問合せ先）

※開催日の前日までに予約をしてください。

高松法務局 民事行政調査官室

☎ 087-821-6342（平日9：00～17：00）



主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会